

番号	奨学金名称	対象	金額	主な条件	返還	校内申出締め切り	備考・WEB参照
1	公益財団法人 日本教育公務員 弘済会 神奈川支部 高等学校 給付奨学生	校内で3名	年 60,000 円	人物、学業ともに良好で、かつ学費の支弁が困難と認められ、学校長の推薦を受けた生徒。在学中1度限りの申請とする。他の給付奨学金との併願、併給も可	返還なし	6月3日	HPでの案内がありませんので、直接担当者までお問い合わせください。
2	神奈川県立 高等学校 安全振興会 修学奨励生	校内で1名	月額 6,000円	次の(1)・(2)のいずれかに該当する者 (1)生活保護法に基づく保護を受けている者 ・生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者 ・児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者 等 (2) その他特別の事情で学資の支弁が困難な者 他の奨学金との併給可	返還なし	6月3日	一般財団法人 神奈川県立高等学校安全振興会 http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp/scholarship.html 

- ・応募資格、必要書類など詳しい内容については、各HP等でご確認いただくか、下記担当者までお問い合わせください。
- ・応募人数を超えて希望者があった場合は、校内・自治体・国など所定の規模で採否の選考が行われ、結果的に不採用となる場合もあります。
- ・行政機関などの証明書発行が必要なものもありますので、ご希望の方はお早めにご連絡ください。
- ・要項に「他の奨学金との併給可」と記載されていても、もう一方の奨学金側で併給不可規定がある場合がありますのでご注意ください。また給付を受けることで生活保護などの条件に影響する場合もあるので、よくご確認ください。

問合せ先
 普通科職員室 浅尾
 電話 046-851-2316